

特別養護老人ホームしおさい苑 運営規程

(指定短期入所生活介護)

(目 的)

第1条 社会福祉法人清新会が設置するしおさい苑指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という）の人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所従業者が要支援・要介護状態にある利用者及び家族等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(基本方針)

題2条 本事業は、利用者が要支援・要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供する。
- 7 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム しおさい苑
- (2) 所 在 地 茨城県神栖市矢田部9416-1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する管理者及び従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名（兼務）
管理者は、事業所の全従業者の管理、事業の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに関係法令及び規定等を遵守させる。
- (2) 医 師 1名（兼務）
医師は、利用者及び従業者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名（兼務）
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 介護職・看護職 4名（兼務）

介護職・看護職は、利用者の健康チェック等を行い健康状態を的確に把握するとともに、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 栄養士 1名（兼務）

栄養士は、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した適切な食事を提供するとともに、利用者の使用する食器、調理に要する設備、食材、飲料水等についての衛生管理に努める。

(6) 機能訓練指導員 1名（兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその機能の減退を防止するために必要な訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 終日

（利用定員）

第7条 1日に短期入所生活介護のサービスを提供する定員は、5名とする。

（指定短期入所生活介護の内容）

第8条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

介護にあたっては、利用者の心身の状態に応じて必要な介助を行うとともに、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

(1) 入浴介助：衣類の着脱、洗髪、洗身、入浴、清拭、整容等1週間に2回以上行う。

(2) 排泄介助：排泄の準備、排泄誘導介助、おむつ交換、排泄後の後始末等を行う。

(3) 食事介助：調理、準備、摂取介助、後始末を行う。

(4) 洗濯：必要に応じ、洗濯を行う。

(5) 健康管理：常に利用者の健康状態に留意し、健康の保持に努める。

(6) 機能訓練：利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

（機能回復訓練、行事、趣味活動、レクリエーション等）

(7) 送迎サービス：障害の程度、地理的条件、家族の事情等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。（但し送迎時間は原則午前9時から午後4時までとする。）なお必要に応じ送迎車両への昇降及び移動介助を行う。

(8) 相談・助言：利用者及びその家族の日常生活における介護及び日常動作に関する訓練並びに福祉用具の利用法等必要に応じ相談・助言を行う。

（短期入所生活介護計画の作成等）

第9条 短期入所生活介護の提供を開始する際は、利用者の心身の状態、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に短期入所生活介護計画を作成する。又、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

2 短期入所生活介護計画の作成、変更の際は、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得るものとする。

3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(短期入所生活介護の利用料等)

第 10 条 本事業所が提供する指定短期入所生活介護の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。

(イ) 送迎費用 事業所を起点として片道 1 km 当り 50 円 (実施地域以外)

(ロ) 食材料費 実費

(ハ) 理美容代 実費

(二) 日常生活において通常必要となるものにかかわる費用であつて、その入所者に負担させることが適当であると認められる費用 実費

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又は家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。又併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

3 利用料金の支払いは、現金又は銀行口座振込により、指定期日までに受ける。

(通常の事業実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

イ. 神栖市 ロ. 銚子市

(サービス提供記録の記載)

第 12 条 指定短期入所生活介護を提供した際は、その提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第 13 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であつた者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがあつた場合は、就業規則に則り必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 14 条 提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 16 条 短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

2 事業所において、感染症が発生し又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第 17 条 短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医或いは協力機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 18 条 短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずる。又、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練等を行う。

(虐待防止)

第 19 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年 2 回以上）
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置（担当者：管理者）

(短期入所生活介護利用にあたって留意事項)

第 20 条 次に該当する場合は短期入所生活介護の提供を拒むことが出来る。

- (1) 定員に空きがない場合
- (2) 危険な伝染病疾患を持ち、現在も感染させる恐れのある者
- (3) 団体生活に著しく支障を来す恐れのある者

2 利用者は次に掲げる事項を守るよう協力願う。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃したり、自己の利益のために他人の自由を侵すことをしてはならない。
- (2) けんか、口論、その他他人の迷惑になる行為をしてはならない。
- (3) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊をしてはならない。
- (4) しおさい苑の秩序、風紀を乱し、又は安全、衛生状態を害することをしてはならない。
- (5) 無断で備品の位置を変更したり、又は損害を与えるような行為をしてはならない。

3 次に該当する場合は施設退所とする。

- (1) 利用者又は家族の意志により退所の申し入れがあった場合。
- (2) 無断で退所し帰苑の見込みのない場合。
- (3) 介護保険法、同省令、同通達、同通知等により短期入所生活介護事業の非対象となった場合。
- (4) 集団生活に著しい支障を生じた場合。

(その他施設運営に関する重要事項)

第 21 条 従業者等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 階層別研修 随時

2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録帳簿を整備し、その完結した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(付 則)

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。
- 1 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
- 1 この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。
- 1 この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から適用する。